



住宅用火災警報器の設置率調査結果について

5月に行いました、住宅用火災警報器の設置率調査にご協力いただきありがとうございました。
調査結果は以下のとおりです。

調査世帯数	設置世帯数	設置率
94世帯	77世帯※	82%

※調査世帯数は定数以上（24世帯以上）を無作為に抽出した世帯数となっています。
※調査結果は昨年度の結果に今回の調査結果を反映させて計算しています。

未設置のご家庭へ

「鍋の空焚きから火がついた」「電気ストーブを付けたまま就寝してしまい布団が接触し火がついた」「タバコの火の不始末により周りに燃え移った」「コンセントのホコリから火がついた」など、日常生活の中で気付かぬうちに起きてしまう火災を、住宅用火災警報器が設置されていたことにより警報音で早期に気付くことができ火災を未然に防ぐことができたという報告が全国から数多くされています。

住宅用火災警報器の設置は法律で義務づけられています！皆さんの貴重な命や財産を守るため早急に設置しましょう。

設置済みのご家庭へ

次の3つのポイントに注意して継続的に維持管理を行い、いざという時に備えましょう。

- ① 定期的に作動点検をしましょう。
- ② 古くなると電子部品の寿命・電池切れにより火災が感知できなくなることがあるため、おおむね10年を目安に機器の交換をしましょう。
- ③ ホコリなどが溜まっていないか確認し清掃しましょう。

警報器の設置、維持管理については総務省消防庁のホームページで確認することができますので参考にしてください。



鶴居村防火標語の募集について

消防では第5回鶴居村防火標語を募集します。一人ひとりが火災予防の意識を強く持ち、村民全員の力で「火災ゼロ」を目指しましょう！！

応募する際は消防より配布の応募用紙に記入の上、消防署に提出してください。最優秀賞に選ばれた作品は消防のイベントでの活用や鶴居小学校前、幌呂小学校、下幌呂消防部詰所に掲示されるほか、入賞された方には消防署長より表彰状及び副賞を贈呈します。

※応募用紙は消防署にも用意をしていますので、必要な方は消防署までお越しください。

募集期間 令和6年6月1日～令和6年7月31日

防火標語使用期間 令和6年10月15日～令和7年10月14日



危険物安全週間について

ガソリン・灯油・軽油などの危険物は事業所等だけではなく私たちの生活に欠かせないものとなっています。しかし、小さな不注意で生活のすべてを壊しかねない危険なものです。

そこで、平成2年に自主保安体制の確立と、意識の高揚・啓発を図るため消防庁が制定したのが危険物安全週間です。制定以来、毎年6月の第2週が実施期間となっており、今年度は

「次世代へ つなごう無事故と 青い^{ほし}地球」を統一標語に、

6月2日（日）から8日（土）まで実施されます。

今回は、家庭内でよく使用される灯油を安全に保管するための注意点を紹介します。



灯油の保管の注意点

1. シーズン中に使いきれなかった灯油は次に持ち越さず処分する。
 - ・・・長期間保存をすると灯油は変質し、使用するとヒーターの故障や、事故につながります。
2. 直射日光が当たらず、温度と湿度が低い場所(室内)に保管する。
 - ・・・高温、多湿は灯油の変質を早めます。
3. 外で保管しなくてはならない場合は室外用タンクを使用する。
 - ・・・室外用は、紫外線や、雨水・結露などの水分、温度の変化に室内用よりも耐えることができます。
4. 子どもや、ペットの手の届かない場所に置く。
 - ・・・タンクを倒したりして、こぼしてしまうことを防ぎましょう。
5. 火気の近くに置かない。
 - ・・・直接引火するリスクを減らしましょう。



危険物の取扱いや防火に関するご相談は鶴居消防署(☎64-2344)までご連絡ください。

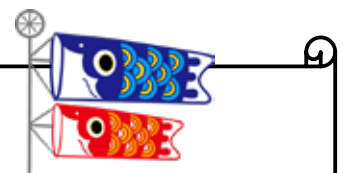
タバコのポイ捨てはやめましょう！

先日、幌呂市街の道路沿いで火が付いたまま捨てられたであろうタバコの吸い殻があるという報告がありました。火のついたタバコのポイ捨ては環境汚染だけでなく火災の原因になりうる大変迷惑で危険な行為です。絶対にやめましょう。

こいのぼりを募集しています！

鶴居消防署ではGWで飾るこいのぼりが不足しています！

ご家庭で不要になったものなどを寄付していただける方は鶴居消防署までご連絡ください！



X(旧ツイッター)

全国統一防火標語

『守りたい 未来があるから 火の用心』

鶴居村防火標語

『火は消した？ いのちをまもる あいことば』



インスタグラム